

西東京市個人情報保護審議会

会長 横 道 清 孝 様

西東京市長 池 澤 隆 史

刑法等の一部を改正する法律等の改正に伴う条例の整備について（諮問）

西東京市個人情報保護法施行条例（令和 4 年西東京市条例第29号。以下「現行条例」という。）第10条第 2 項第 1 号の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第68号）が成立し、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設された。

これに伴い、「懲役」を引用している西東京市個人情報保護法施行条例（令和 4 年西東京市条例第29号）及び西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例（令和 4 年西東京市条例第30号）を改正することについて諮問する。

2 改正内容

上記 2 条例について、条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改める。